

有効期間 5 年度（令和 7 年 3 月 31 日まで）

令和元年 6 月 25 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

生 活 安 全 部 長
（ 人 身 安 全 対 策 課 ）
（ 少 年 対 策 課 ）

登下校時の子供の安全確保対策の推進に係る留意事項について（通達）

通学路等における子供の犯罪被害を防止するための施策については、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について（通達）」（平成30年8月2日付け）、「通学路等における子供の犯罪被害防止対策の徹底について（通達）」（平成29年3月23日付け）及び「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）等に基づき推進しているところであるが、本年5月28日、神奈川県川崎市において、登校中の児童等が殺傷される事案が発生し、県民に著しい不安を与えている。

教育委員会・学校をはじめとする関係機関・団体及び地域住民等と連携した防犯教育、見守り活動等、登下校時における子供の安全確保のための対策の推進上の留意事項は次のとおりであるので、各警察署にあっては適切な措置を講じられたい。

1 子供に対する実践的な防犯教育の推進

学校における防犯教室等については、「学校における犯罪防止教室等の更なる推進について（通達）」（平成30年11月12日付け）により推進しているところであるが、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校において防犯教室等を実施する場合においては、急接近してくる不審人物、性犯罪等に係る対処方法について、「とにかく逃げる」、「大声を出す」といった、危険な事案に遭遇した場合の初期的対応訓練など、子供に危険を予測・回避する能力を身に付けさせるための実践的な防犯教育を学校等と連携して推進すること。

2 見守り活動等に対する確認・指導等

（1）見守り体制の確認及び指導

登下校時の通学路等において実施する見守り体制について、警戒の隙間が生じていないか、不測の事態に対応できる体制であるかなどを確認し、例えば、「人の目が切れないように間隔等を調整して人員を配置する」、「配置に際しては複数人配置し、子供の誘導役、周辺の警戒役、有事の連絡役

など役割を決める」など、活動時の参考となる指導を行うこと。

また、見守りの体制が十分に確保できない場合であっても、例えば、単独で見守りを行う者に対しては、子供のみを意識を取られることなく、周囲に不審者がいないかなども気を配るよう指導等を行うこと。

なお、こうした確認・指導については、活動する現場において直接行うことが効果的であるが、教職員、保護者、見守り活動を行う地域住民等が参加する研修会等の機会も活用して幅広く行うこと。

(2) 集団登校の集合場所等の見守りに係る指導

上記研修会及び「地域の連携の場」等を活用し、集団登校等で子供が集まる場所や集団で移動している子供も見守りの対象とすること、その際には周囲にも気を配ることといった指導を行うこと。

また、小学生の見守り活動を行う地域住民等に対し、中学生にも注意を払ってもらよう協力を依頼するとともに、「登下校防犯プラン」に基づいて「ながら見守り」を依頼した団体等に対して、中学生も見守りの対象とするよう依頼すること。

(3) 有事対応訓練等の実施

子供を狙った様々な事案等を想定し、見守り活動を行う地域住民等を対象とした有事対応訓練（子供の誘導、警察等への通報等）等を実施すること。

3 スクールサポーターによるスクールガード・リーダー等との連携

スクールサポーターが、学校内及び通学路等における児童等の安全確保対策を遂行するに当たっては、スクールガード・リーダーや防犯ボランティア等と連携し、児童等の安全確保対策が地域の実情に応じた効果的なものとなるよう努めること。

4 報告等

防犯教室等の実施結果については、従来通り前記1で示した通達に定める要領により報告すること。

また、こうした活動を報道機関を通じて広く地域住民等に広報することにより、社会全体において、子供を見守る機運が一層高まることが期待されることから、積極的かつ効果的な広報を行うこと。

【 本 件 担 当 】

人身安全対策課	子供女性安全安心対策第1係 (警電 [REDACTED])
少年対策課	環境第1係 (警電 [REDACTED])